

COVID-19 Tax News

シンガポール

デロイトトーマツ税理士法人

2020年3月30日号

※本ニュースレターは、デロイト シンガポールが発行したニュースレターの抄訳です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への経済対策

世界各国で急速に状況が変化しているCOVID-19への経済対策として、2020年3月26日、シンガポール副首相兼財務大臣のHeng Swee Keat氏は追加予算案を公表しました。

シンガポールにおいては、[2020年2月18日に公表されたシンガポール予算案](#)(以下:本予算案)において、COVID-19対策として既に複数の施策が含まれており、今般の追加予算案はこれらの施策を強化し、さらに新たな施策を導入するものです。

日系企業サービスグループは、[デロイトシンガポール税務部門による英語版の解説](#)※のうち、日系企業の皆様のご関心が高いと思われる部分(税制面中心)について、以下日本語で要約いたしました。日系企業の皆様のご理解の一助になれば幸いです。

1. 法人所得税の納付期限の自動延長

2020年4月、5月、6月納付期限分の法人所得税について、納付期限が自動的に3カ月間延長されます。これに伴い、分割払いに関する取扱いも変更される見込みです。

2. ジョブサポートスキームの強化

同スキームは、本予算案においてCOVID-19に対する2020年度臨時措置として提案され、雇用者が、現地従業員(シンガポール市民及びシンガポール永住権所持者のみに適用)の一定期間の月額給与総額の一定割合を現金給付で受けられる仕組みです。追加予算案において次の通り拡張されました。

- 現金給付額について、現地従業員の月給総額の25%(※)に増額(変更前8%)
- 現地従業員一人当たりの月給上限額をS\$4,600に増額(変更前S\$3,600)
- 現金給付対象期間を9カ月間に拡大(変更前3カ月)

(※)航空・観光事業については現地従業員の月給総額の75%、飲食サービス業については現地従業員の月給総額の50%に増額

3. 固定資産税リベート

- 本予算案においては、一定の適格商業用不動産について、2020年度中の固定資産税に対するリベートが付与されることとされていましたが、追加予算案では、さらにその他の非居住用不動産(事務所、工業用不動産、ビジネス・パーク、サイエンス・パーク、ガソリンスタンド、倉庫等)に対しても、2020年度中の固定資産税の30%のリベートが付与されます。
- ホテル、サービス付きアパート、観光地、ショップやレストラン、総合リゾートなど、一定の条件を満たした商業用不動産に対して、2020年に60%から100%の範囲で固定資産税のリベートが付与されます。

4. その他

- 一定の政府系資金援助スキームの拡大
- 一定のデジタル投資に対する資金援助の拡大
- 一定の教育訓練費に対する補助の拡大

※参考

[Resilience Budget-key highlights](#)(デロイト シンガポールウェブサイト(英語))

本ニュースレターは2020年3月30日時点の情報に基づいて執筆しています。

お問い合わせ

Deloitte Singapore

パートナー 千頭和 英樹 hichizuwa@deloitte.com
シニアマネジャー 平山 真澄 mahirayama@deloitte.com

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL (または "Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001